

2. 車両出入口の設置基準について

平成元年2月17日道第208号
各土木事務所長あて土木部長通知
平成26年3月10日最終改正

このことについて別紙のとおり定めたので、その取扱いについて遺漏のないようにしてください。

なお、昭和41年5月31日付け都第374号「歩道部の車両乗り入れ道の設置基準について」は廃止する。

車 両 出 入 口 の 設 置 基 準

- (1) 乗り入れ箇所は、原則として出入対象施設について一箇所とする。
ただし、コンビニエンスストア、給油所、ドライブイン、倉庫等、車両の出入りが多い施設で構造上出入口を分離する必要がある施設等、特別の事情がある場合は出入対象施設について二箇所まで認めることができるものとするが、道路を通行する歩行者や他の車両等の通行の安全性を確保する観点から、厳密に判断するものとする。
- (2) 乗り入れ幅は、車両長12m以下の車両（連結車を除く）を対象としているので、トレーラ等の車両が歩道乗り入れする場合は別途検討する。
- (3) 車両出入口の相互の間隔は、原則として3m以上を確保するものとする。（別図参照）
- (4) 出入交通量の多い箇所については、必要に応じて流入車線及び流出車線を設置させる。
- (5) 次に掲げる箇所についての出入口は、所轄警察署長と十分協議のうえ処理するものとする。
 - イ 急カーブまたは急な坂路
 - ロ 交差点内及び交差点の側端又は道路のまがり角から5m以内の部分
 - ハ 横断歩道・踏切・安全地帯・バス停留所・電車停留所及びトンネルから10m以内の部分
 - ニ 信号待ちの車両が並び、自動車の出入りが困難となるおそれがある箇所
 - ホ 学校・幼稚園・公園又は映画館等多数の人が出入りする施設に近い場合、危険発生のおそれが大きい箇所
 - ヘ 自動車が道路に流入する場合左右の見とおしの悪い箇所
 - ト 交通量の少ない道路に面し、国道及び県道に乗り入れする必要の認められない箇所

1 乗入規格表

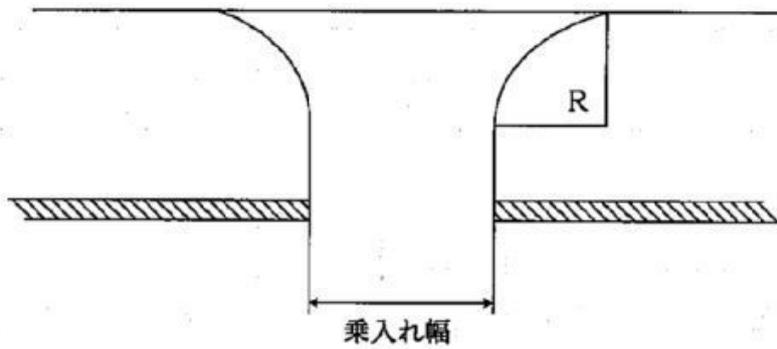
申請目的により通行の可能性ある自動車の種類を判断し、下表を適用する。

単位：m

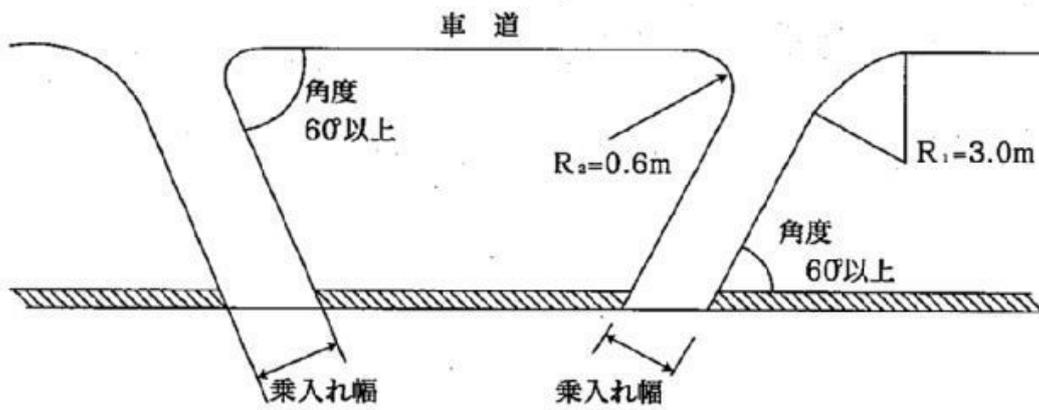
型式	車種	A型		B型		使用目的
		R (m)	幅 (m)	R (m)	幅 (m)	
I種	乗用・小型貨物自動車	1.0	4.0	—	—	一般住宅
II種①	普通貨物自動車 (6.5 t 以下)	1.0	6.0	—	—	主として乗用・小型貨物車が常時出入りする店舗、事務所、マンション、貸駐車場
II種②	普通貨物自動車 (6.5 t 以下)	1.0	8.0	R ₁ =3.0m 角度=60° R ₂ =0.6m	7.0	普通貨物自動車が常時出入りする店舗、事務所等
III種	大型及び 中型貨物自動車 (6.5 t を超えるもの)	1.0	12.0	R ₁ =3.0m 角度=60° R ₂ =0.6m	8.0	給油所、工場、倉庫等の出入り口

- (注) (1) 出入りする車種の最大のものを適用する。
 (2) A型、B型とは右図の型式をいう。
 (3) 車種はいずれも単独の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
 (4) 乗入幅の数値はA型、B型、いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。
 (5) 一申請者の都合により乗入幅は、上記の値より縮小することができる。

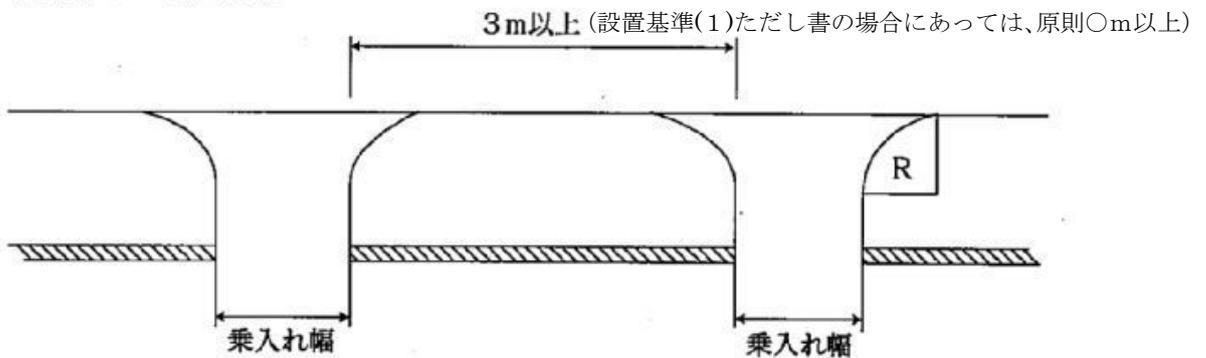
A 型 (直角乗入れ)



B 型 (傾斜角乗入れ)



車両出入口の相互間隔



2 舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。但し、地番等の状況により、特に必要があると認められた場合はこの限りではない。また、舗装の種別については、前後の舗装に合わせることを原則とする。

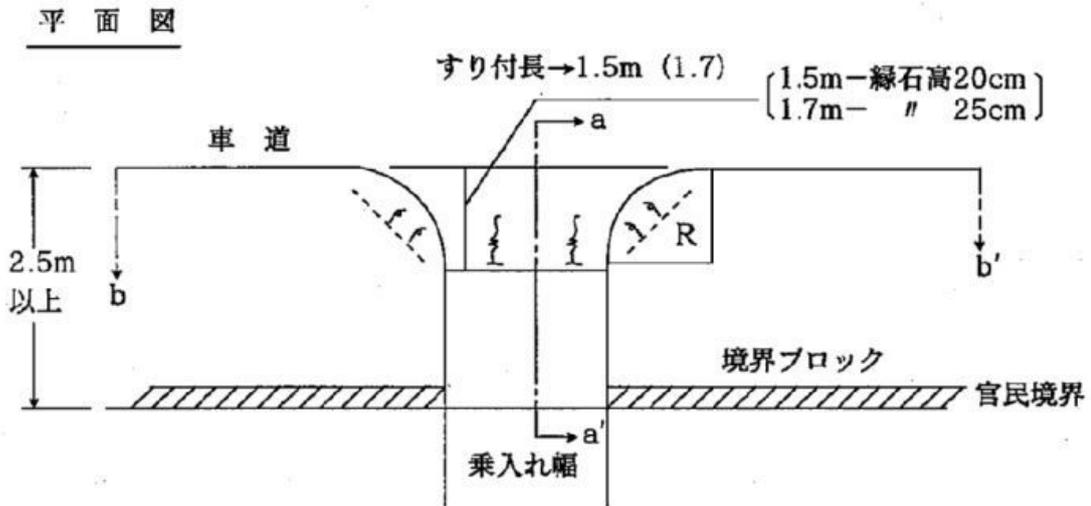
型式	車種	セメント・コンクリート舗装		アスファルト舗装			
		コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度	上層路盤	下層路盤
I型	乗用・小型貨物自動車	15	10	5		10	15
II型	普通貨物自動車 (6.5 t以下)	20	20	5	5	10	15
III型	大型及び 中型貨物自動車 (6.5 tを超えるもの)	20	25	5	10	10	20

- (注) (1) 舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用する。
- (2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度（設計基準強度） $\sigma_{28}=210\text{kg}/\text{c m}^2$ 以上とする。
- (3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとするが、設計密度はI、II種は歩道、III種は車道を準用する。
- (4) 路床上は良質土を用いるものとする。
- (5) 路盤材料は次によるものとする。
セメントコンクリート舗装は粒調碎石とする。
アスファルト舗装の下層路盤はクラッシャーラン、上層路盤は粒調碎石とする。
ただし、アスファルト舗装で申請者が施行する場合は下層路盤材料を粒調碎石に変えることができる。
- (6) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は、減じないものとする。

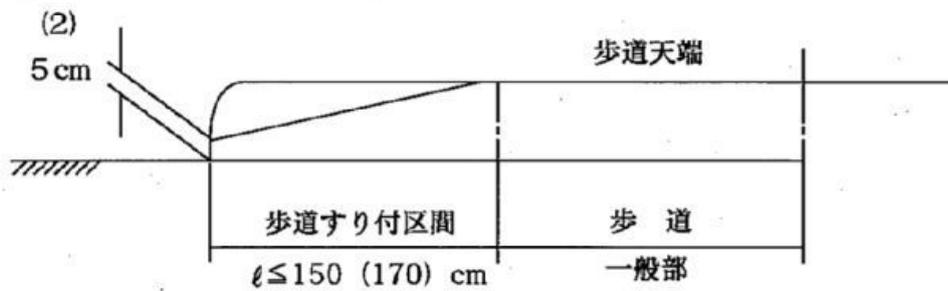
3 出入口の摺付け

A型 (マウンド・アップ型)

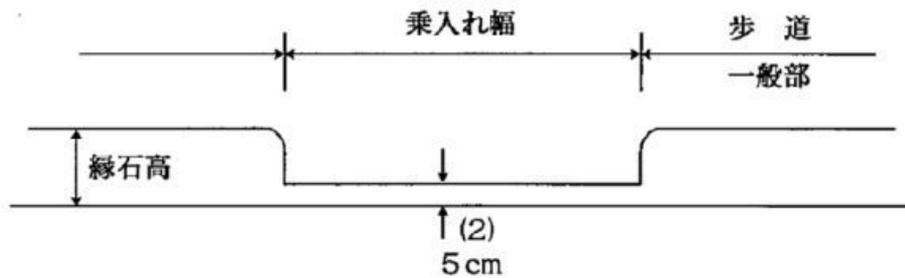
歩道幅員が 2.5m 以上の場合



a~a' 断面図



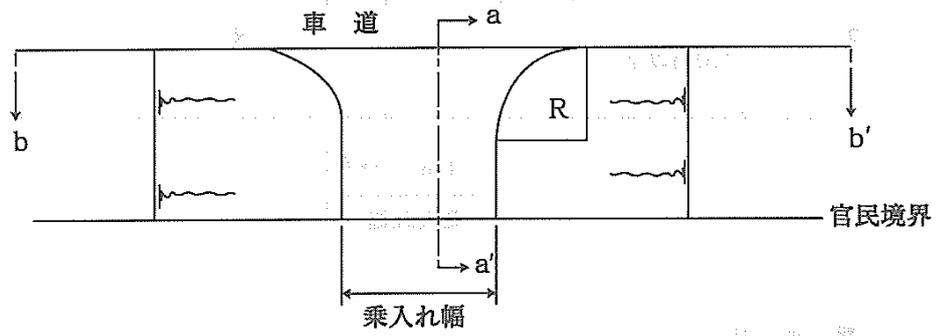
b~b' 断面図



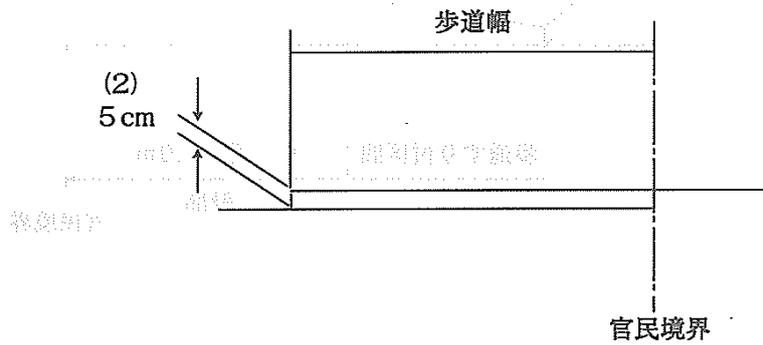
A型（マウンド・アップ型）

歩道幅員が2.5m未満で民地が低い場合

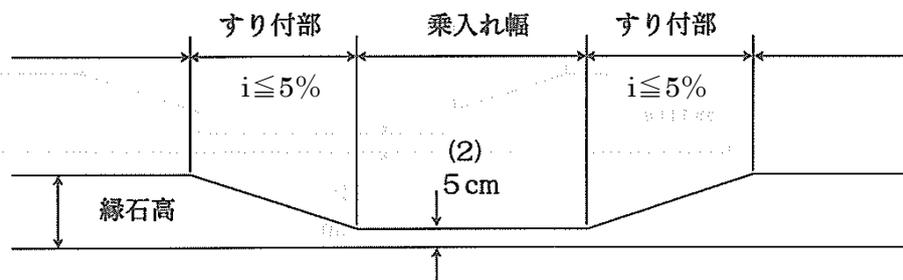
平面図



a~a' 断面図



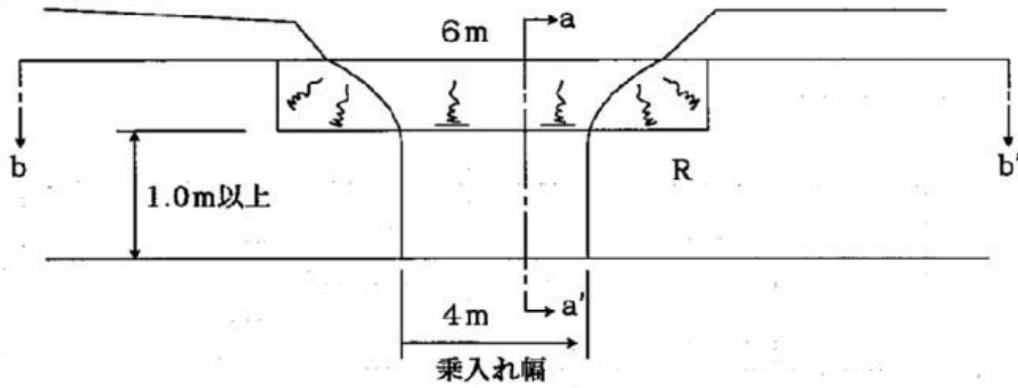
b~b' 正面図



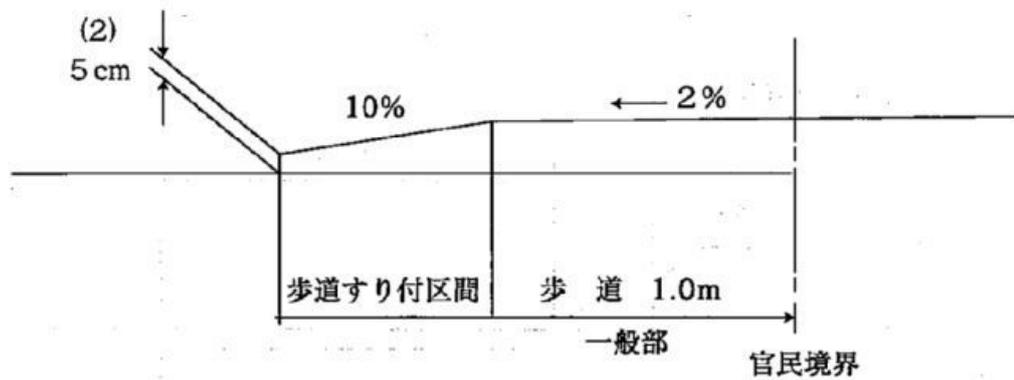
A型 (マウンド・アップ型)

歩道幅員が 2.5m 未満で民地が高い場合

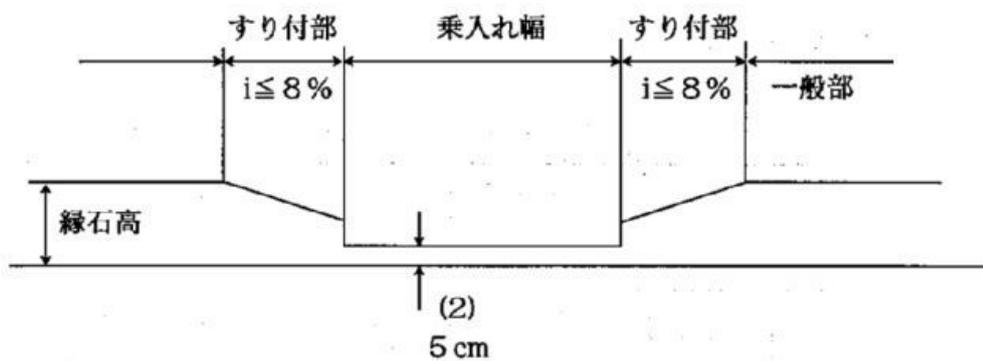
平面図



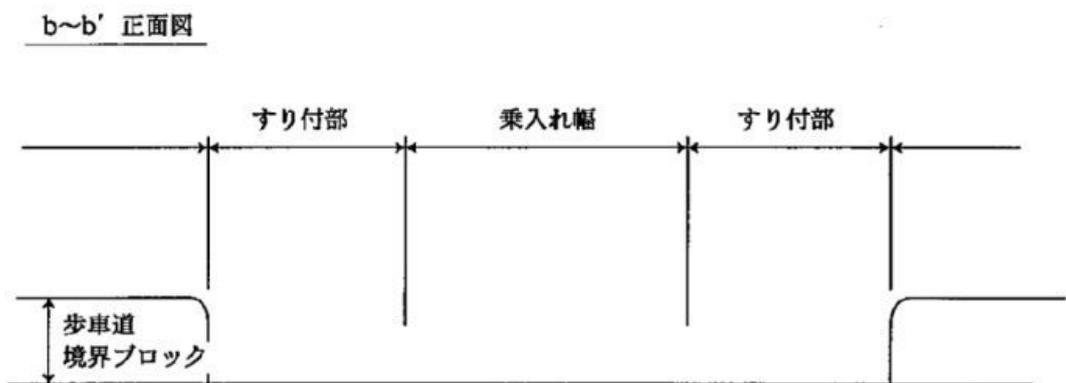
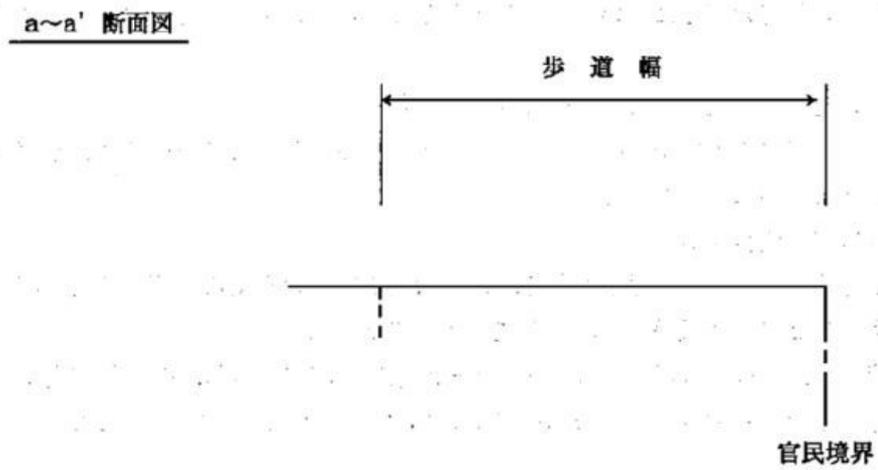
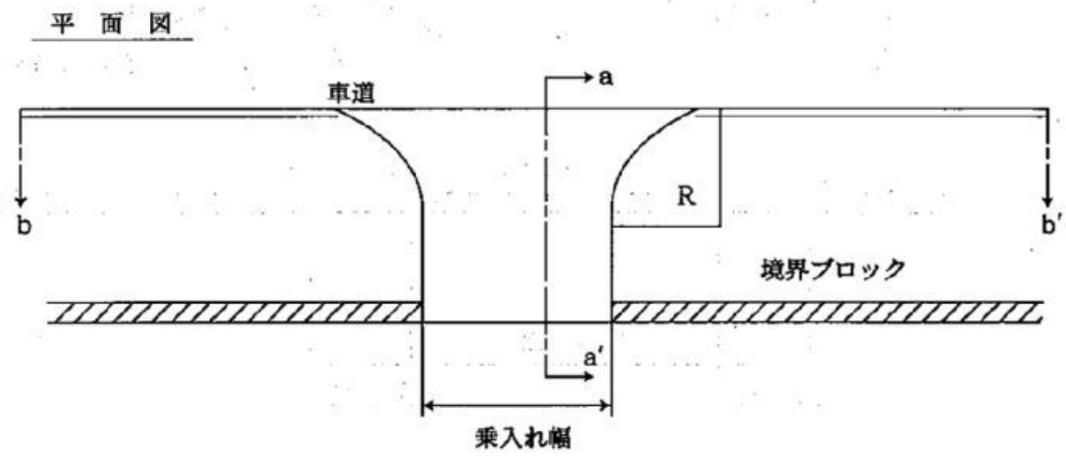
断面図



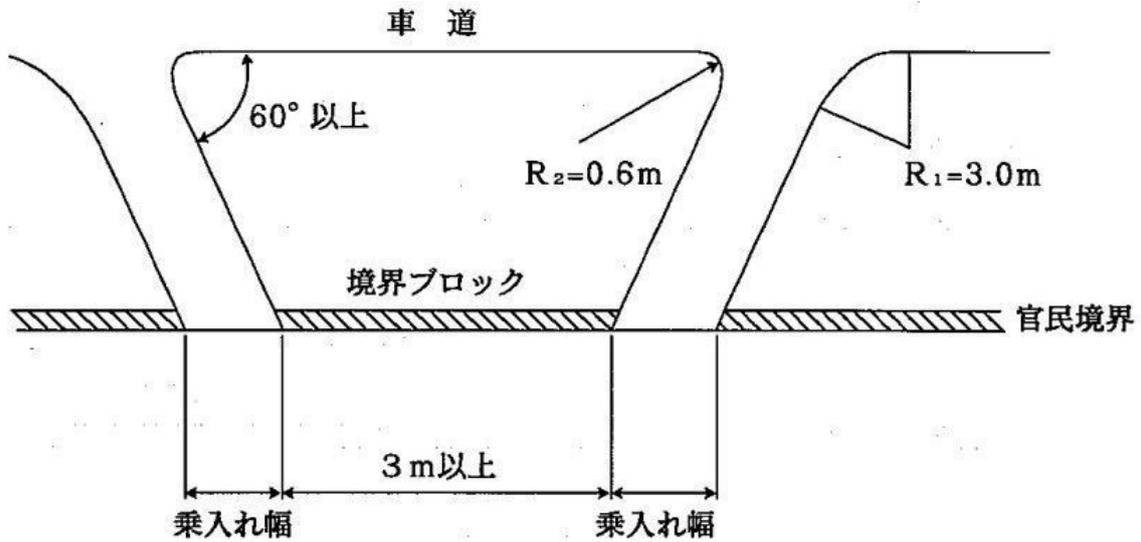
正面図



A型（フラット型）



B型

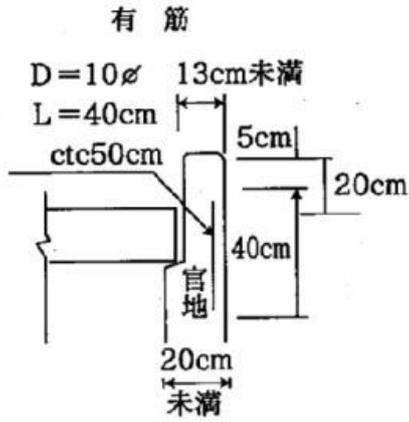


- (注) 1 すり付区間勾配 10%とした場合に、一般部の 1mが確保できない場合は 10%と 1mを固定して正面図のように道路方向ですり付ける。
- 2 車道と歩道の段差の高さについては、5cmとしているが、下記の場合は、次によることができる。
- イ 改築・特定交通安全事業で歩道等を新設する場合
市街地等で車両出入口からの自転車の乗入が予想される箇所については、車道と歩道との段差を 2cmとすることができる。
 - ロ 既設歩道等を改良する場合
既設歩道等で、自転車交通量も多く現地の状況を勘案のうえ切下げの必要な箇所については、漸次車道と歩道の段差を 2cmに改良するものとする。
 - ハ 道路管理者以外の者の行う工事（道路法第 24 条）の取扱い申請書の設計審査にあたり現地の状況等を十分検討のうえ必要な箇所については、上記イに準じるものとする。

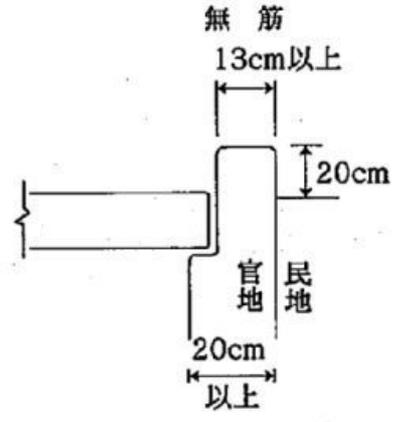
4 出入口の規制

イ 出入口以外の乗入れを規制する場合は下記を原則とする。

i) 側溝型による方法

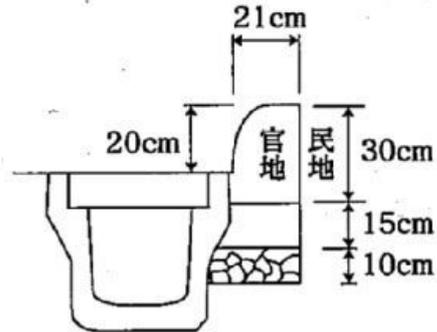
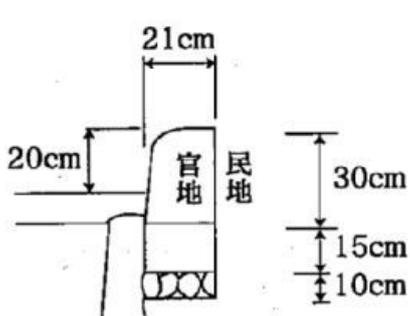


側溝壁の厚さが20cm未満のとき適用

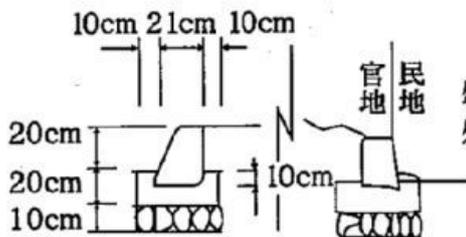


側溝壁の厚さが20cm以上のとき適用

ii) ブロックによる方法



iii) 花壇による方法



盛土等により平地が生じ、これの表面処理を兼ねて規制を行うとき適用

ロ その他

i) 重車両が出入りする乗入口の側溝蓋は乗入部全体をグレーチング又は部分布設とする。

3. 道路を通路として使用する場合（法敷埋立・切取・側溝設置について）の取扱いについて

〔 昭和 38 年 9 月 10 日道第 2728 号
各土木事務所長あて土木部長通知 〕

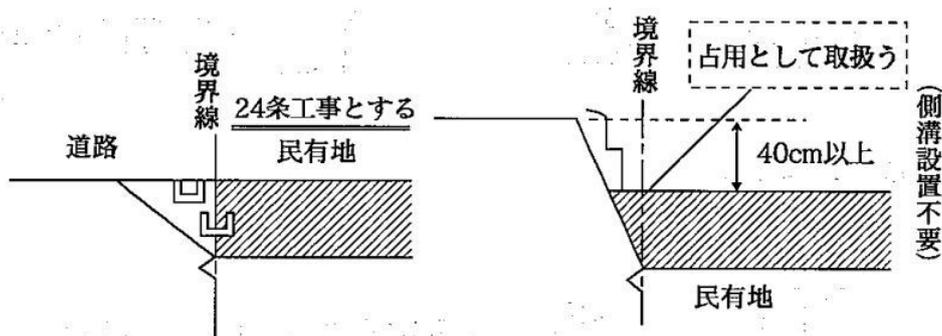
従来、道路の法面を埋立て、通路として使用しようとする場合は、道路敷と民地の境界の道路側に側溝を設置させ、占用許可をしてきたが、この場合の法面埋立て、側溝設置等の工事は、道路法第 24 条規定の、道路管理者以外の者の行なう工事（いわゆる自費工事）としても、承認を得て施行することができるため、現在両者まちまちに取り扱われており、不明確、不統一であるので、昭和 38 年 8 月 1 日以降、次により取り扱うこととしたので、遺ろうのないようにしてください。

記

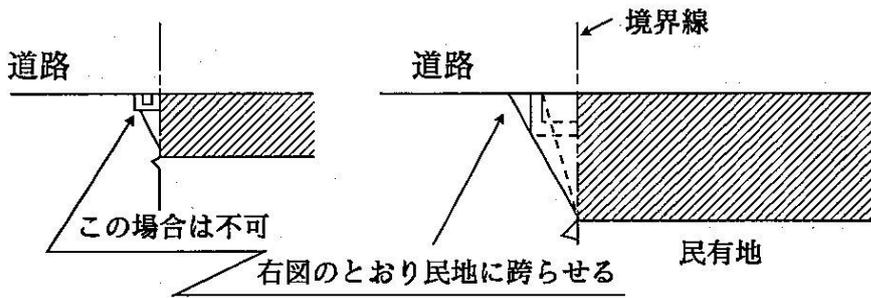
(1) 道路の法面を埋立て、通路として使用する場合は、官民地境界の道路側に側溝を設置させ、道路法第 24 条による「道路管理者以外の者の行なう工事」として取り扱う。

イ 道路埋立ての場合で、路面と同じ高さまで埋立てるものについては、延長の如何にかかわらず、原則として側溝を設置させる。

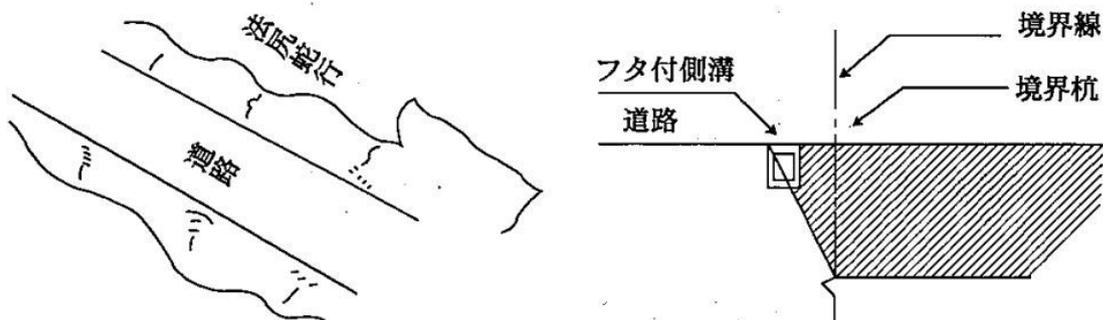
側溝の位置は、ロ、ハ、及びヘの場合を除き、官民地境界の道路側とする。ただし、法が高い路線で、埋立て面から路面までの距離が 40cm 以上ある場合は、側溝を設置する必要はなく法第 32 条による占用として取り扱う。なお 40 cm 以内となるような場合は、路面高まで埋立をさせること。



ロ 法が短く、官民地境界の道路側に側溝を設置させると路肩に側溝が侵入するような場合は、路肩に侵入しないよう一部民地に跨って設置させ、適当な方法により、官民地境界を標示させること。



ハ 法尻線が蛇行している路線で、法面を埋立てる場合、官民地境界に側溝を設置することが適当でないと思われるものについては、路肩寄りに、フタ付側溝を設置し、官民地境界に標示杭を設置させること。なお、この種のもので、既占用許可のものの中にもあると思われるので、切替えの際注意すること。



ニ 道路管理者が設置している側溝のフタ（通路として使用するため、フタのみを設置するもの）をするのは、次の様式により、土木事務所長までの届出に止め、法第 24 条及び第 32 条の取扱いをしない。

ただし、フタ掛けのため側溝壁を切り欠ぐ場合は、法第 24 条工事として取扱う。

(様式)

側 溝 フ タ 掛 届

年 月 日

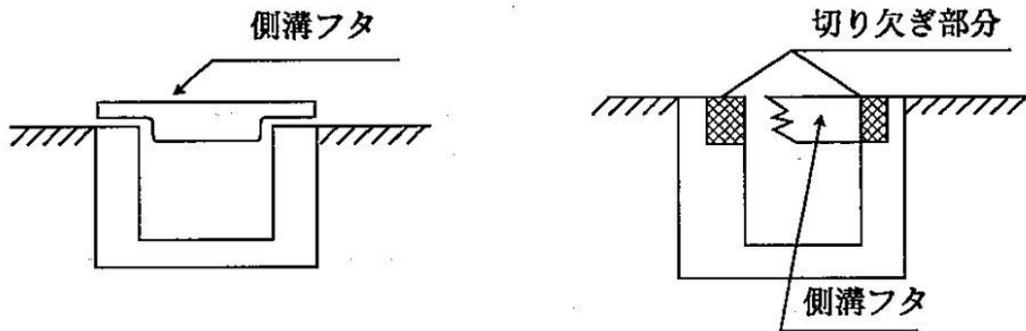
佐 賀 県 知 事 殿

住 所
氏 名 印

次のとおり側溝にフタ掛をしたいので、お届け致します。

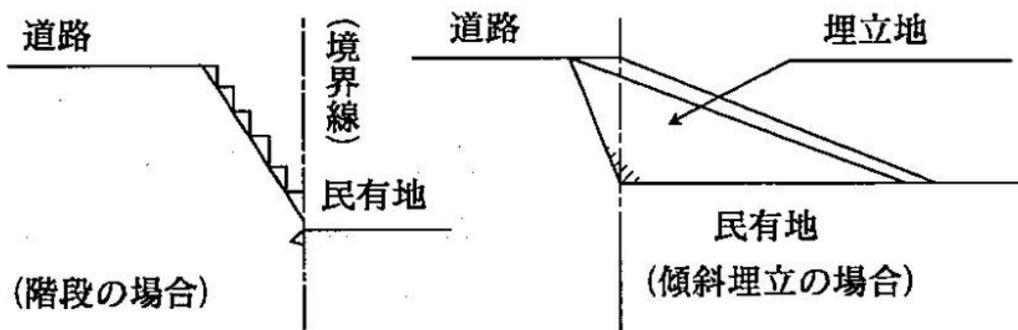
- 1 場所及び路線名
- 2 フタ掛の目的、面積（又は長さ）
- 3 フタの種類、数量

（添付書類）平面図、断面図、位置図、構造図

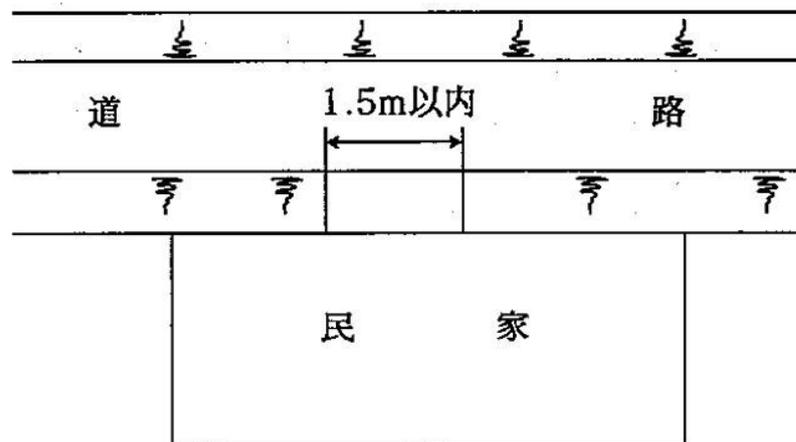


ホ 通路として使用するため、法面に階段を設置するもの又は傾斜させて埋立てる場合は、法第 32 条による占用として取扱い、その延長は 1.5m 以内とし、路肩保護や側溝設置は省略させてよい。

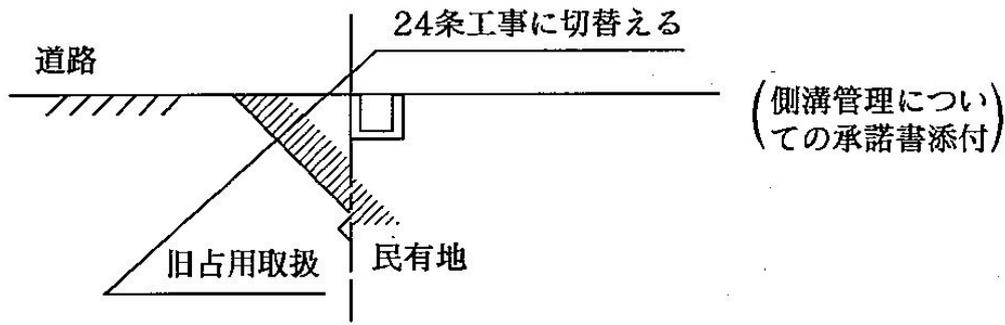
(占用の取扱いをする)



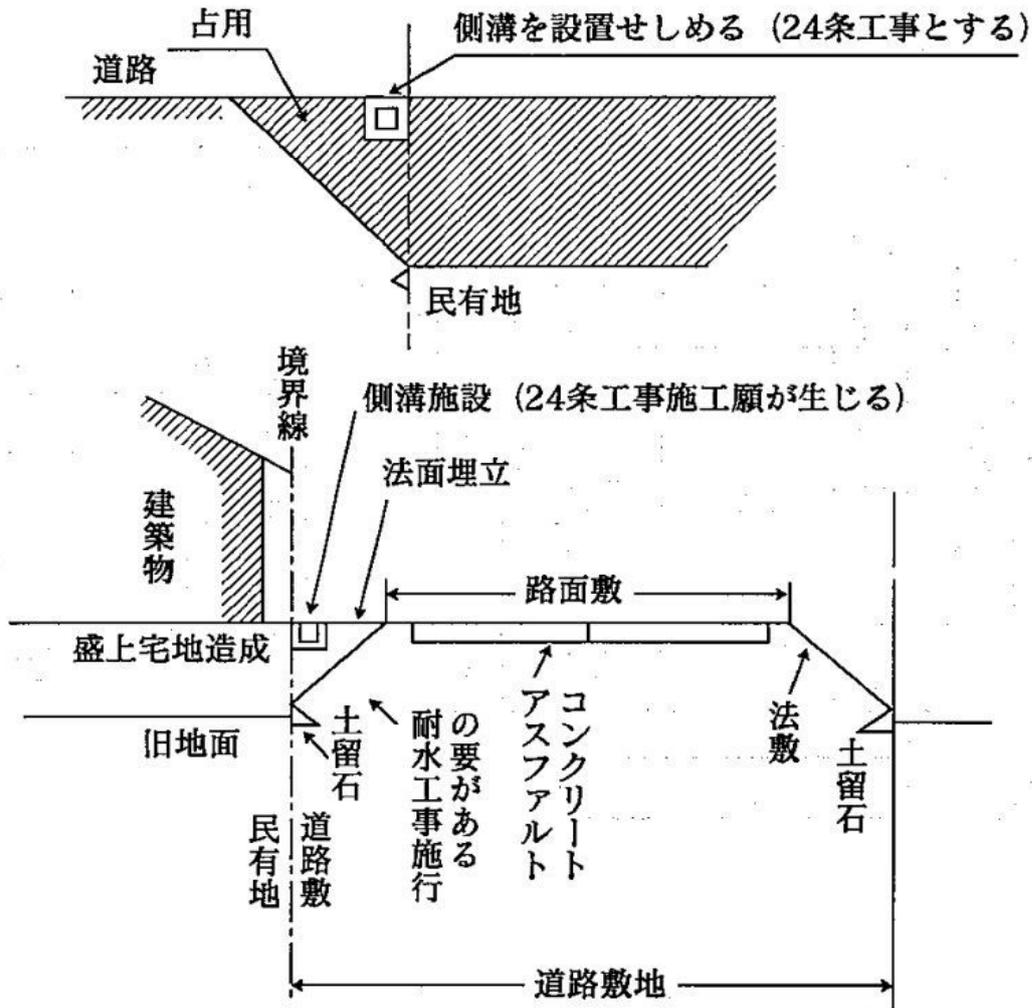
(長さの制限)



へ 既占用許可のもので、官民地境界の民地側に側溝を設置するものについては、法第 24 条工事に切替える際改めて官民地境界の道路側に側溝を作り替えさせる必要はないこと。ただし、この場合の側溝の所有権および管理権は、設置者（申請者）にあるため、道路と一体となった管理ができず、支障がある場合も考えられるので、側溝の管理が道路管理者においてなされるよう「側溝の管理を道路管理者において行なうことに異存ない」旨の承諾書（別記様式）を申請者に添付させることとする。

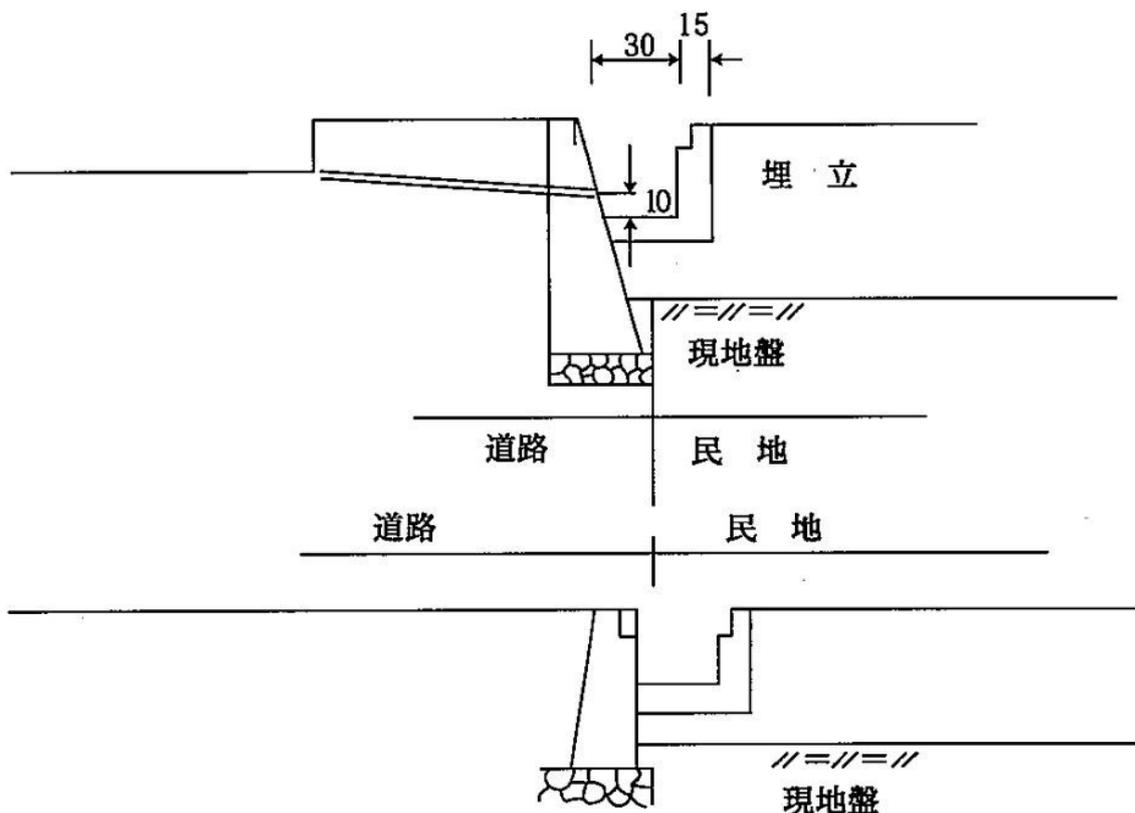


ト 既占用許可のもので、側溝未設置のものは法第 24 条工事に切替の際側溝を設置させること。



- (注) 1 路面と同じ高さに埋立てする場合
- イ コンクリート側溝を設置すること。
 - ロ 路肩舗装がしてある道路の場合は、同種の耐水工を側溝と路肩舗装間に施行すること。
- 2 路面より高く埋立てる場合
- イ 道路敷の土砂の流入を防ぐ工法とすること。
 - ロ 1に同じ。
- 3 共通事項
- イ 側溝の流末処理については連絡する既設側溝のない限り自己宅地内に処理すること。

- (2) 昭和 38 年 8 月 1 日以前、すでに(1)に該当する道路占用許可申請書を受付けているもので、未許可のものについては、法第 24 条工事承認申請に変更するように指導すること。
- (3) 昭和 38 年 8 月 1 日以前、すでに(1)に該当する道路占用許可済のものについては、占用期間満了のとき、占用廃止届をさせ、法第 24 条工事承認申請書を提出させて切替えることとする。
- (4) 前記(3)により処理したものについては、占用台帳より抹消し、占用廃止届にその旨を付記して、知事あて進達するものとする。



(道路法第 24 条による側溝設置承認願に添付する側溝管理の承諾書)

承 諾 書

佐賀県道路管理者

佐 賀 県 知 事 殿

平成 年 月 日申請の道路法敷埋立側溝設置承認願については、御承認を得て設置する道路側溝の管理一切について道路管理者において管理されることに異存ありませんので、後日のため証として承諾書を提出します。

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名

(印)